

議案第10号

佐倉市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月20日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市行政組織条例の一部を改正する条例

佐倉市行政組織条例（昭和46年佐倉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号及び第9号を次のように改める。

（8）経済環境部

（9）魅力推進部

第9条中「次に掲げる」を「保健衛生に関する」に改め、同条各号を削る。

第10条（見出しを含む。）中「産業振興部」を「経済環境部」に改め、同条第4号中「観光」を「環境衛生」に改め、同条に次の1号を加える。

（5）公害に関すること。

第11条（見出しを含む。）中「環境部」を「魅力推進部」に改め、同条第1号中「環境衛生」を「観光及びシティプロモーション」に改め、同条第2号中「公害」を「文化芸術」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

附 則

この条例は、佐倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和 年佐倉市条例第 号）の施行の日から施行する。